

令和 2 年 3 月 3 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

公益社団法人日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學

新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について（その 2）

令和 2 年 2 月 14 日付け日精協発第 19145 号にて「新型コロナウイルス対応における DPAT 活動の補償について」要望したところでありますが、令和 2 年 2 月 26 日に派遣した濃厚接触者ではない DPAT 隊員から PCR 検査陽性が判明したことを受け、改めて次のことについて要望致します。

今回の DPAT 派遣について適切な補償がなされない場合には、都道府県等で整備している DPAT チームが所属する医療機関等より今後の活動について協力が得られない可能性があり、災害派遣について支障が出るのが想定されます。また、派遣した DPAT 隊員を媒介として派遣元医療機関等にて新型コロナウイルスが蔓延した場合、病院経営に致命的な影響を及ぼすことは明白です。

上記に鑑み、下記項目の補償等について対応を強く要望致します。

記

1. DPAT 活動終了後、14 日間を目安とした待機期間に関して補償を行われたいこと
2. 1. の待機期間について適切な時期に PCR 検査を実施されたいこと
3. 活動内容によって、検査実施および補償に差異が出ることをのらないよう対応されたいこと
4. 上記が補償されず、派遣した DPAT 隊員を媒介として派遣元医療機関等に新型コロナウイルスが蔓延した場合に発生する全ての被害において、補償を行われたいこと

以上